

京都市の男女共同参画の現状と施策

－ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして－

(「きょうと男女共同参画推進プラン」平成19年度推進事業報告書)

京 都 市

はじめに

京都市では、平成 15 年 12 月に「京都市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画社会づくりの指針を明らかにするとともに、条例に規定する計画である「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

男女共同参画を取り巻く昨今の状況としては、平成 20 年 1 月に改正配偶者暴力防止法が施行され、市町村においても、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされるなど、被害者保護体制の充実が図られているほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性への認識が高まり、内閣府が平成 20 年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、本格的に取組を開始しています。こうした現状を踏まえ、男女がともに社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、なお一層の努力が必要です。

この年次報告書は、条例に基づき、プランに掲げる事業の平成 19 年度の進捗状況を取りまとめたものです。この報告書が、市民の皆様、企業・団体の皆様をはじめ、各方面の皆様の理解と関心を一層深めるきっかけとなり、男女共同参画の実現に向けた取組を進めるための一助になれば幸いです。

平成 20 年 12 月